

看護職員奨学金の返済(免除)について

看護職員奨学金は、「加茂市看護職員奨学金条例」及び「同条例施行規則」に基づき、保健師、助産師、看護師、准看護師(以下「看護職員」という。)の免許取得を目指す学生に対して、学資金を貸与する制度です。奨学生は、卒業後に借り受けた奨学金を返済(償還)しなければなりません。

ただし、貸与にかかる学校(養成施設)を卒業した日から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに、市が指定する特定医療施設において、看護職員として5年以上継続して勤務した場合、返済(償還)が免除されます。

< 特定医療施設 >

- ① 県央基幹病院
- ② 加茂市内の病院
- ③ 加茂市内及び田上町内の診療所
- ④ 加茂市内の介護老人保健施設
- ⑤ 加茂市内の介護医療院
- ⑥ 加茂市内の指定居宅サービスを行う事業所
- ⑦ 加茂市内の特別養護老人ホーム
- ⑧ 加茂市内の障害者支援施設
- ⑨ 加茂市職員

1. 奨学金を返済する場合（※免除の条件に該当しない場合）

次の事項を確認のうえ、返済計画書の提出をお願いします。

- ① 奨学金は、貸付期間終了の翌月から起算して、10年以内に返済しなければなりません。
- ② 返済計画の年数は、10年以内であれば何年でもかまいませんが、各月の返済金額が均等になるように計画してください。(端数を除く)
- ③ 奨学金の返済方法は、半年賦または年賦のどちらかを選択してください。
 - ・半年賦:各年度2回(9月と3月)に返済
 - ・年賦:各年度1回(3月)に返済※ただし、どちらの場合でも繰上返済(償還)をすることができます。
- ④ 返済計画は、無理がないようご注意ください。なお、作成された返済計画書は、提出前に写しをお取りください。
- ⑤ ご返済は、専用の納入書により、最寄りの金融機関窓口(ゆうちょ銀行を除く)にてお支払いいただきます。
 - ※市外の金融機関では取扱手数料がかかる場合があります。また、一部(地方)の金融機関では納入書の取り扱いを断られることがあります。
 - ※専用の納入書は、各返済時期に合わせて郵送いたします。

【返済の猶予（免除）と遅延利息について】

<返済の猶予（免除）>

奨学生が、奨学金返済完了前に死亡、疾病その他特別の事由により、返済が困難であると認められるときは、奨学金の一部又は全部を猶予又は免除することができます。

<遅延利息>

正当な理由がなく、返済を怠った場合は、遅延利息（最大で年 14.6%）が加算されますのでご注意ください。

2. 奨学金返済免除の条件に該当する場合

次の申請書類の提出をお願いします。

- ①奨学金償還猶予・免除申請書（様式第 4 号）
- ②看護職員免許の取得を証するもの
- ③特定医療施設での勤務及び業務を証するもの

【注意事項】

申請書類を受理した後、免除条件に該当するかを審査し、結果をお知らせします。

<申請時において免除条件に該当する場合>

特定医療施設での勤務が免除条件（5 年以上継続勤務）に達するまでの間、返済を猶予します。この間、定期的に特定医療施設での勤務（業務）を確認させていただき、免除条件に達したことを確認した後、返済を免除します。

返済の猶予期間中、退職などにより免除条件に該当しなくなった場合、返済猶予を終了し、返済期間を開始します。

<申請時において免除条件に該当しない場合>

免除条件に該当しない場合、「1. 奨学金を返済する場合（※免除の条件に該当しない場合）」と同様の取り扱いとなります。

返済期間が開始となった後、特定医療施設に勤務しても免除条件には該当しませんのでご注意ください。

<お問い合わせ先>

加茂市教育委員会 学校教育課
〒 959-1392 新潟県加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号
TEL 0256-52-0080(内線 452)